

若宮地区防災まちづくり意見書



2022年（令和4年）8月
若宮地区防災まちづくり協議会

目次

はじめに	1
1. 若宮地区防災まちづくり協議会について	2
2. 地区の現状と課題	4
3. 防災まちづくりの目標	8
4. 防災まちづくりで重視すべきこと	8
5. 防災まちづくりの取り組み	9
6. 実現に向けて	16
7. 協議会で出されたその他の意見	18

はじめに

中野区若宮地区（若宮一～三丁目）は、区の北西部に位置する面積約 66.2ha の地区です。地区の北端に西武新宿線の野方駅、都立家政駅、鷺ノ宮駅の 3 駅があり、各駅の周辺やそこから延びる道路沿いには商店街が形成されていて、交通や生活の利便性が高い一方、地区の大半は低層の住宅を主体とする閑静な住宅地となっており、高齢者、ファミリー層から学生などの若い単身者まで多様な人々が住んでいることが特徴です。

このように静かでたいへん暮らしやすいまちですが、かつての農村集落が基盤整備されな
いまま徐々に市街化されたため、幅員の狭い道路が多く、また木造の住宅が多いことから、
東京都による「第 8 回地震に関する地域危険度測定調査」において、大規模な地震の際に想
定される火災の延焼の危険度や避難・消火・救助などの活動の困難度が、区内でも特に高い
地区であるとされています。

こうした地区の災害危険性を改善するため、区からの呼びかけを受けて、2021 年（令和 3
年）10 月に町会、商店会の代表者等や公募による委員からなる「若宮地区防災まちづくり協
議会」を設立し、以後、まちの課題を共有するとともに、まちの安全性の向上について検討
を行ってきました。新型コロナウイルスの感染拡大により、協議会を予定通り開催できない
時期もありましたが、2022 年（令和 4 年）の 3 月からは月 1 回のペースで開催できるよう
になり、毎回活発で密度の高い意見交換がなされました。

このたび、協議会の検討の成果を「若宮地区防災まちづくり意見書」としてまとめました。
意見書では、協議会が考える若宮地区の目指すべき将来像や防災まちづくりの目標と、目標
を実現するために必要な具体的な取組についての意見をまとめています。取組内容は、区な
どの行政が行うこと、住民が行うこと、両者の協働により行うことなど多様であり、行政と
住民がそれぞれの役割に応じて取り組んでいくことで、災害に強く、住環境の良好なまちを
実現していくことを目指しています。

若宮地区防災まちづくり協議会
会長 北村 勝
委員 一同



1. 若宮地区防災まちづくり協議会について

①協議会の目的

地震時の災害の危険性が高いとされる若宮地区において、防災に関するまちづくりを行政と協働により推進し、安全・安心災害に強い街を実現するとともに、良好な住環境の形成を図ることを目的としています。

②活動内容

- (1)地区の課題の把握と問題解決に向けた策の検討
- (2)防災まちづくりの計画に対する意見の取りまとめ
- (3)防災まちづくりに関する広報活動
- (4)その他協議会の目的を達成する上で必要と認められる活動

③委員構成

本協議会の委員構成は、町会、商店会、既存まちづくり検討会等の代表者または推薦者13名と公募委員6名の合計19名となっています。

■若宮地区防災まちづくり協議会 委員

役 職	氏 名	区 分
会長	北村 勝	鷺南自治の会
副会長	西村 多津子	若宮一丁目町会
副会長	飯沼 直之	若宮三丁目町会
	曾根 由紀枝	野方南自治会
	田口 数幸	大和町北協和会
	明石 浩一	都立家政駅周辺地区まちづくり検討会
	吉積 利浩	都立家政商店街振興組合
	榎本 雅則	野方商店街振興組合
	杉浦 聰	次世代育成委員
	大崎 尚子	次世代育成委員
	栗原 喜紀	若宮一丁目町会推薦
	池田 秀紀	若宮一丁目町会推薦
	尾曲 勝寛	鷺南自治の会推薦
	明石 和美	公 募
	小林 千枝子	公 募
	竹内 照悦	公 募
	長野 咲子	公 募
	三浦 正志	公 募
	渡辺 洋一	公 募

■対象区域

中野区若宮一丁目、二丁目、三丁目 面積約 66.2ha



■開催概要

協議会	開催日等	開催概要
第1回	2021年(令和3年) 10月28日	○協議会規約、協議会役員の選出 ○若宮地区防災まちづくり協議会の内容
	11月	若宮地区防災まちづくり協議会だより(創刊号)
第2回	11月26日	○若宮地区の現況と課題
	12月11日、12日	まち歩き
	2022年(令和4年) 2月	若宮地区防災まちづくり協議会だより(第2号)
	2月~3月	若宮地区の防災まちづくりに関するアンケート
第3回	3月30日	○アンケート調査の結果 ○防災まちづくりの目標と方向性の検討
	3月	若宮地区防災まちづくり協議会だより(第3号)
第4回	4月26日	○建物についての取り組みの検討
第5回	5月31日	○建物についての取り組みの修正 ○道路・塀についての取り組みの検討
	6月	若宮地区防災まちづくり協議会だより(第4号)
第6回	6月29日	○建物、道路・塀についての取り組みの修正 ○公園・みどり等についての取り組みの検討 ○防災活動についての取り組みの検討
	7月	若宮地区防災まちづくり協議会だより(第5号)
第7回	7月27日	○意見書案についての検討
	8月	若宮地区防災まちづくり協議会だより(第6号)
第8回	8月24日	○意見書の取りまとめ
	8月	若宮地区防災まちづくり協議会だより(最終号)

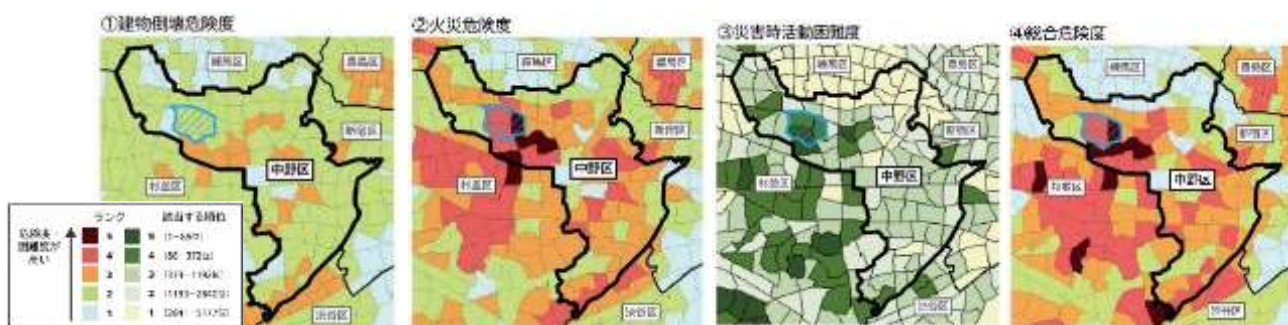
2. 地区の現状と課題

■東京都地域危険度測定調査

東京都では、1975年（昭和50年）から概ね5年ごとに地震に関する地域危険度調査を実施しており、2018年（平成30年）2月に第8回調査結果が公表されています。

若宮地区の地震時の建物倒壊の危険性はそれほど高くありませんが、火災危険度と避難や消火・救助などの災害時活動困難度、およびこれらの3つの危険度を総合にとらえた総合危険度が、若宮地区の3つの丁目ともすべてランク4以上となっており、地震時の災害の危険度が高い地区であると言えます。特に若宮1丁目は、火災危険度と総合危険度の中野区内の順位が第1位で、区内で最も危険度の高い地区とされています。

中野区の地域危険度

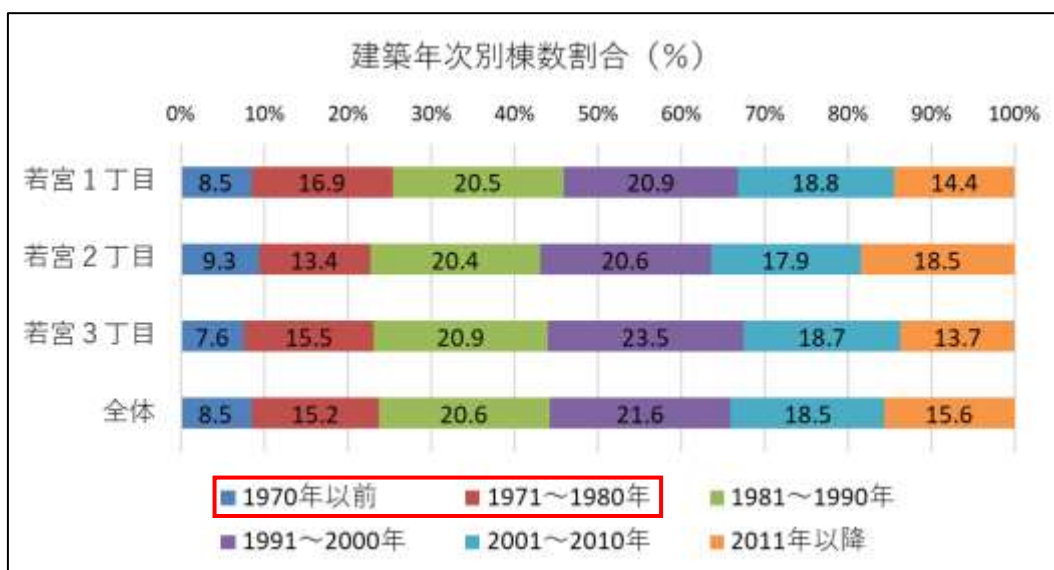


※出典：地震に関する地域危険度測定調査（第8回）

■建物や塀の倒壊のおそれ

若宮地区では、建物の建て替えが比較的順調に進んでいますが、新耐震基準となった1981年（昭和56年）よりも前に建てられた建物が約24%あることから、建て替えや改修などによる耐震性の強化が望まれます。

また地区内には、地震発生時の倒壊が懸念されるブロック塀等が274件あり（2020年（令和2年）3月時点）、改善が必要です。



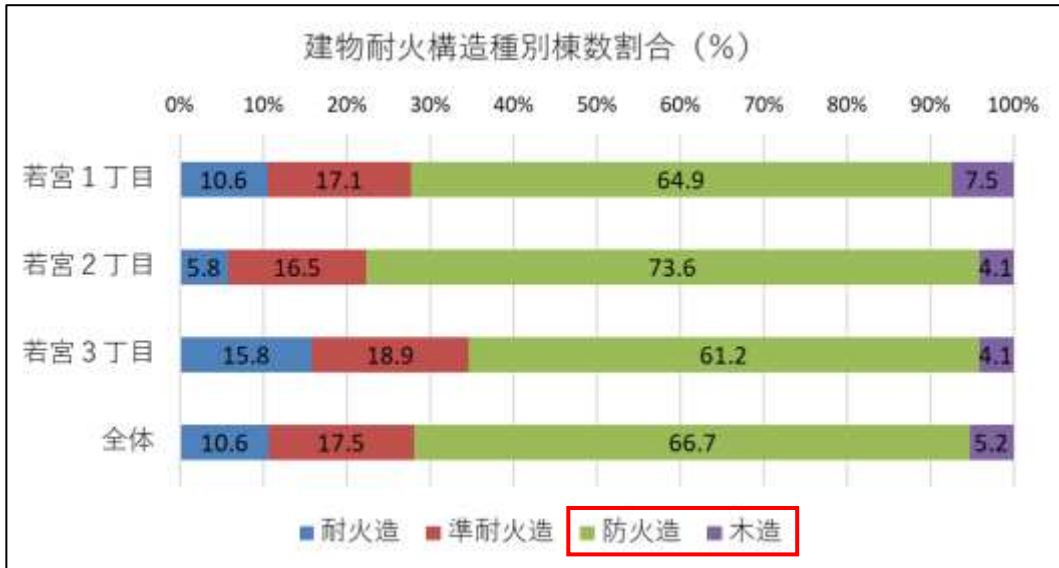
※データ：登記簿（2019年（令和元年）8月）、建築計画概要書（2019年（令和元年）10月）

■火災延焼の危険性の高さ

若宮地区は、耐火性が比較的高い耐火建築物や準耐火建築物があまり多くなく、防火構造（モルタル塗りの木造建物など）の建物が多いことが、火災延焼の危険性が高い大きな要因となっています。

また、若宮地区の大半は準防火地域が指定されており、準防火地域では2階建て以下かつ延べ面積 500 m²以下の建物であれば準耐火建築物以上にする必要がないことから、不燃化が進みづらい状況となっています。

なお、市街地の延焼のしやすさを示す補正不燃領域率は、若宮一丁目が 35.6%、二丁目が 33.5%、三丁目が 54.1%となっており（2016 年（平成 28 年））、不燃領域率を上げていく必要があります。

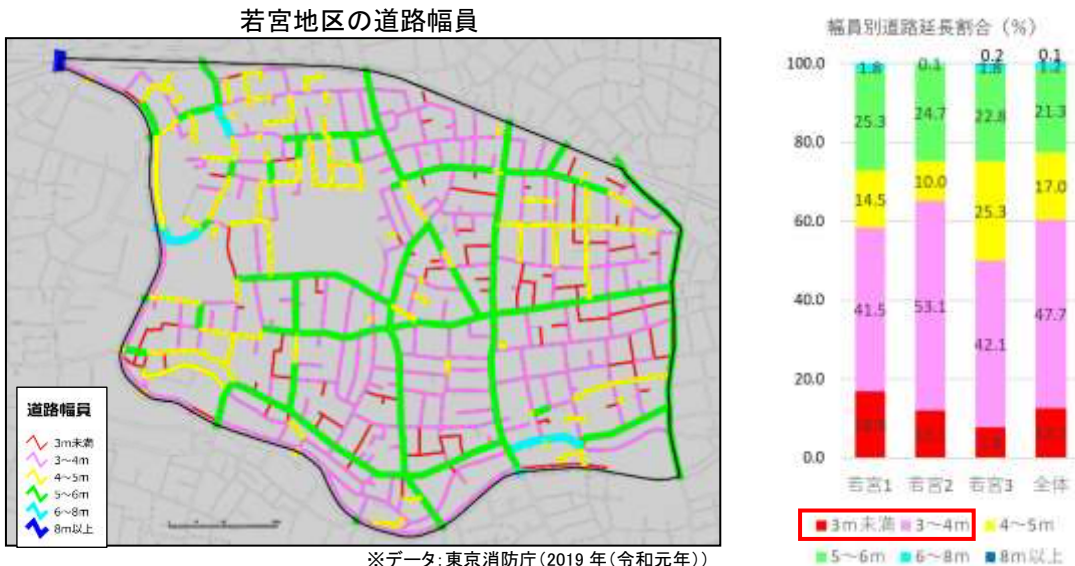


※データ: 東京都土地利用現況調査(2016年(平成28年))

■狭あい道路の多さ

若宮地区では、幅員 4 m未満の狭あい道路が地区全体の約 6 割を占め、地震時に道路が閉塞し、避難行動等に支障が出るのが懸念されるため、何らかの対応が必要です。

また、幅員 6 m以上の道路はほとんどありませんが、古くからある道路に比較的幅員が広い三間道路（幅員約 5.45m）が多いことも特徴です。



※データ: 東京消防庁(2019年(令和元年))

■公園・広場の不足

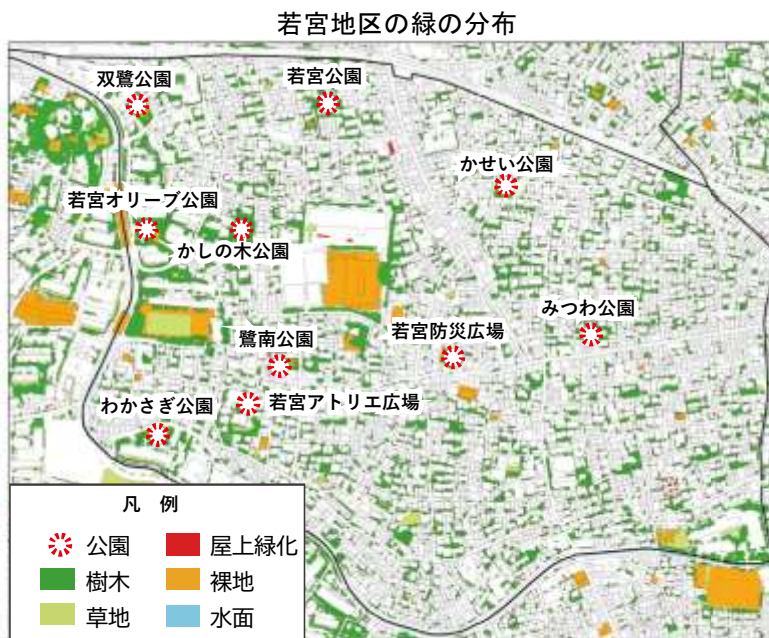
身近な公園や広場は、憩いの空間としてだけでなく、火災延焼の抑制効果や、震災時の一時集合場所、消防・救助活動等に活用できる空間として重要です。

若宮地区内の1人あたりの公園面積は、2021年（令和3年）4月時点で0.47㎡/人となっており、区内平均の1.41㎡/人と比べてかなり少なく、特に地区の南東側で不足しているため、新たな公園・広場の整備が望まれます。

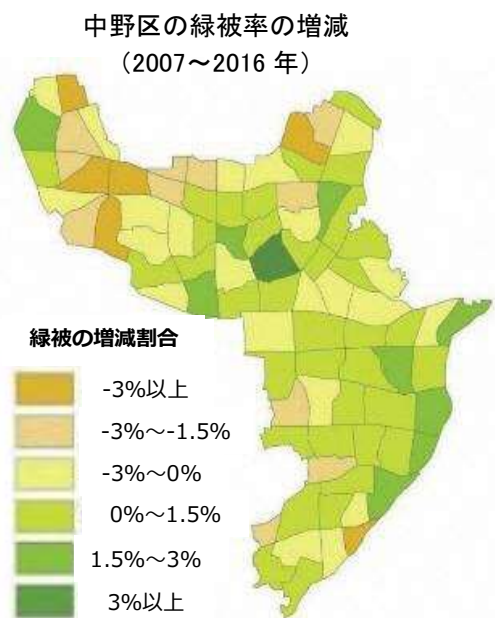
■身近な緑の減少

庭木や生け垣などの身近な緑は、震災時の火災延焼の抑制や建物倒壊の防止などの効果が期待できます。

本地区の2016年（平成28年）時点の緑被率は15.4%で、区の平均16.7%を下回っており、下図のように2007年（平成19年）から2016年（平成28年）にかけて若干減少しているため、今ある緑の維持や新たな緑化が望まれます。



※出典：中野区緑の実態調査（2017年（平成29年））の図に若宮アトリエ公園を加筆

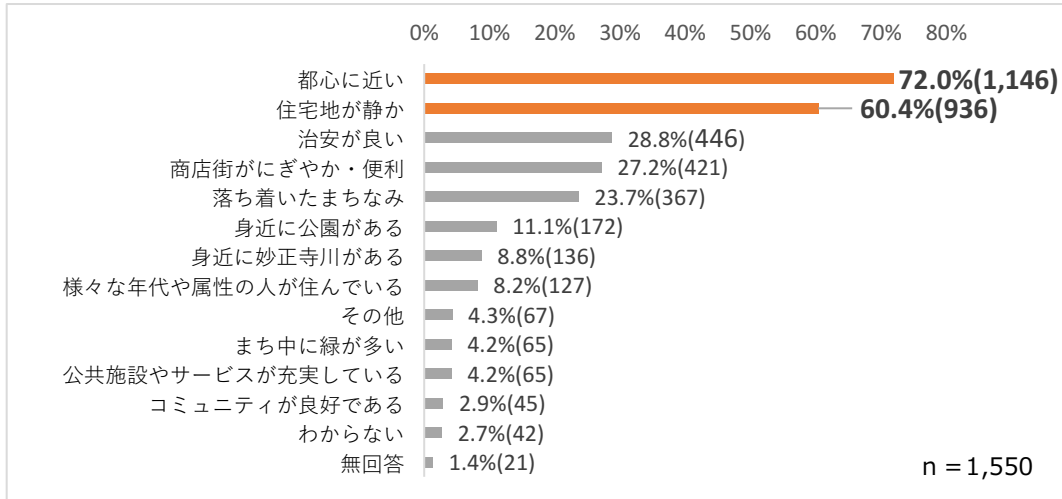


※出典：中野区緑の実態調査（2017年（平成29年））

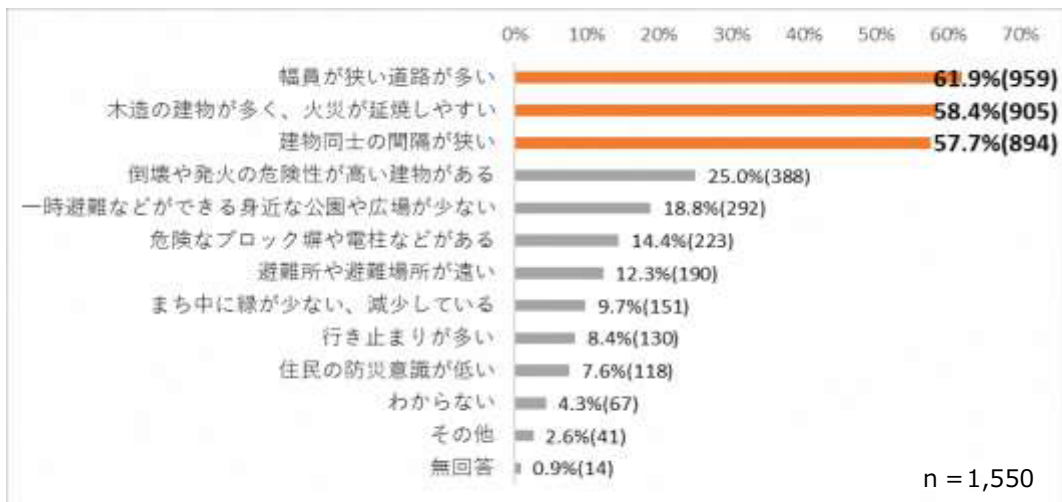
■防災まちづくりに関するアンケート

●2021年（令和3年）の2～3月に地区の住民及び土地建物所有者を対象にアンケートを実施しました。抜粋したものを以下に示します。

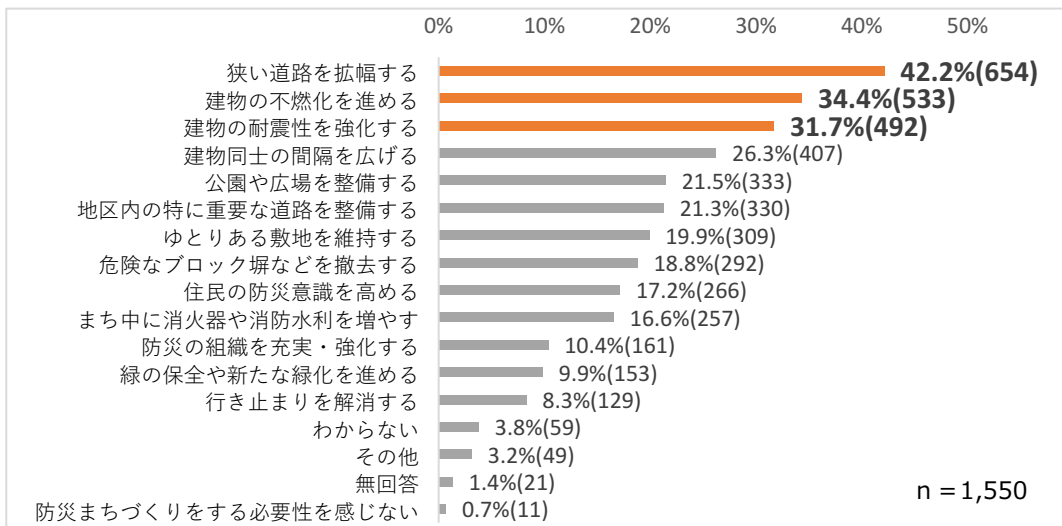
1 若宮地区の良いところ・好きなところ（3つまで）



2 若宮地区で大きな地震が起きた場合に、どのようなことが問題になると思うか（3つまで）



3 今後、若宮地区でどのような防災まちづくりが必要だと思うか（3つまで）



3. 防災まちづくりの目標

以上のような地区の現状や課題をふまえ、本地区の防災まちづくりは、次のような将来像や目標を目指して進めていくべきであると考えます。

(1) 地区の将来像

防災モデルタウン・若宮

～地震と火災への備えを進化させる、安全・安心で暮らしやすいまち～

(2) 防災まちづくりの目標

目標1 地震で壊れにくいまちにする

目標2 火災が燃え広がらないまちにする

目標3 避難や消防活動がしやすいまちにする

目標4 安心して快適に暮らせるまちにする

【数値目標】 ●5年後までに 耐震化率:100%
●10年後までに 危険ブロック塀等:0箇所
●15年後までに 補正不燃領域率:60%

4. 防災まちづくりで重視すべきこと

本地区の防災まちづくりの具体的な取り組みについては、特に以下の点を重視すべきと考えます。

①地震・火災時に命を守ることを最優先する

②行政と住民が連携し、効果や実現可能性を考慮して、計画的に取り組む

③住民の防災意識を高め、ソフト面からも防災性を高める

④皆が守ることのできるルールを定め、実現性を高める

5. 防災まちづくりの取り組み

防災まちづくりの目標を実現するために、以下のような取り組みが必要であると考えます。

目標 1 地震で壊れにくいまちにする

老朽化した建物の除却・建替えを進める【建物】 建物の耐震・耐火性能の強化を進める【建物】

■ 区の助成制度を活用する（老朽木造住宅の除却・建替え、耐震診断・補強）

具体的な取り組み

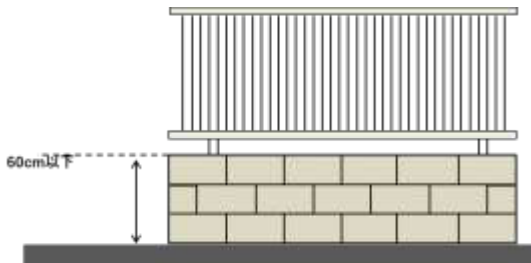
- 区報や区のホームページでPRする。
- 町会の回覧板や掲示板で周知する。

危険な塀などの改善や撤去を進める【道路・塀等】

■ 垣又はさくの構造の制限を行う

具体的な取り組み

- 道路に面して、高さ 60cm を超えるブロック塀等を設置することを禁止する。
- 道路に面して垣、さくを設ける場合は、生け垣またはフェンスとする。



■ 区の助成制度を活用する（ブロック塀等の撤去、生け垣等の設置）

具体的な取り組み

- 区報や区のホームページでPRする。
- 町会の回覧板や掲示板で周知する。
- 危険ブロック塀等への区の個別訪問を継続する。

屋内の安全性を高める【防災活動】

■ 家具等の転倒・落下等の対策を徹底する

具体的な取り組み

- 家具転倒防止器具設置工事の助成制度について区報や区のホームページでPRする。
- 町会などから対策の重要性を伝え、家具の固定等を促す。

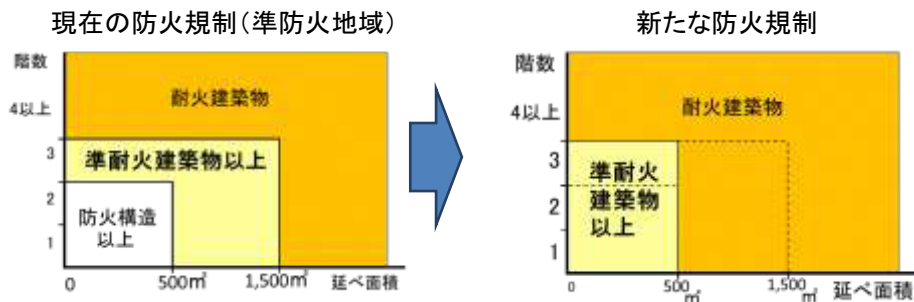
目標 2 火災が燃え広がらないまちにする

建物を燃えにくくする【建物】

■ 新たな防火規制を指定する

具体的な取り組み

- 若宮地区全体に新たな防火規制を指定する。



■ 区の助成制度を活用する（老朽木造住宅の建替え）

具体的な取り組み

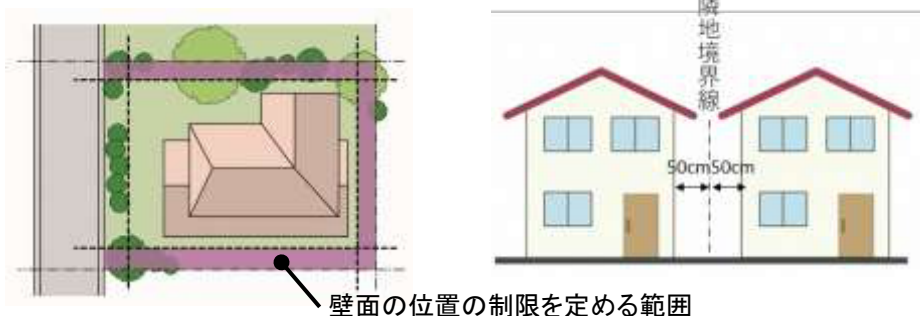
- 区報や区のホームページでPRする。
- 町会の回覧板や掲示板で周知する。

延焼しにくくする【建物】

■ 隣地境界線からの壁面の位置の制限を行う

具体的な取り組み

- 住宅地を対象に、隣地境界線から50cm以上の壁面の位置の制限を定める。
- ただし、面積が60㎡未満の敷地で、外壁を耐火構造にする場合は、壁面の位置の制限を定めない。



■ 敷地の細分化を防止する

具体的な取り組み

- 住宅地において、敷地面積の最低限度を60㎡に制限する。(現在、用途地域で制限されている面積と同等)

敷地面積の最低限度が60㎡の場合



延焼遮断帯を整備する【道路・建物】

■ 補助 227 号線の整備と沿道の不燃化を進める

具体的な取り組み

- 補助 227 号線を早期に整備する。
- 補助 227 号線の整備にあたっては、沿道の高度利用についても検討する。



延焼遮断帯のイメージ



※出典: 東京都防災都市づくり推進計画

公園や広場を整備する【公園・みどり】

■ 多様な手法を用いて公園・広場を整備する

具体的な取り組み

- 洗心寮跡地や旧第四中学校の跡地を活用して、平常時には防災訓練などを行うことができ、災害時には避難場所などとして利用できる公園・広場を整備する。
- 土地の寄付や税の減免により公園用地を確保する。

火を出さない、出火したらすぐに消し止める【防災活動】

■ 出火を防ぐ

具体的な取り組み

- 町会などから対策の重要性を伝え、各家庭での感震ブレーカーや火災報知器の設置や点検を促す。
- 新築時の感震ブレーカーの設置を義務化したい。

■ 隣近所で協力して初期消火を行う

具体的な取り組み

- 街頭消火器、スタンドパイプ、消火栓等の位置を示した防災地図を各戸に配布する。
- 地区内のスタンドパイプや消火器の設置数を増やす。
- 消火栓の周辺でスタンドパイプの設置場所の提供を呼び掛ける。
- スタンドパイプよりも操作しやすい簡易な消火設備の検討を求める。(予め消火栓にパイプが設置されているなど)
- 町会合同の訓練などにより、スタンドパイプを使える人を増やす。
- PTA や子供会、イベントなどを通じて、幅広い世代の防災訓練などの参加を促す。

目標3 避難や消防活動がしやすいまちにする

地震時に確実に通れる主要な道路を整備する【道路・塀等】

■ 幅員6mの道路空間を確保する

具体的な取り組み

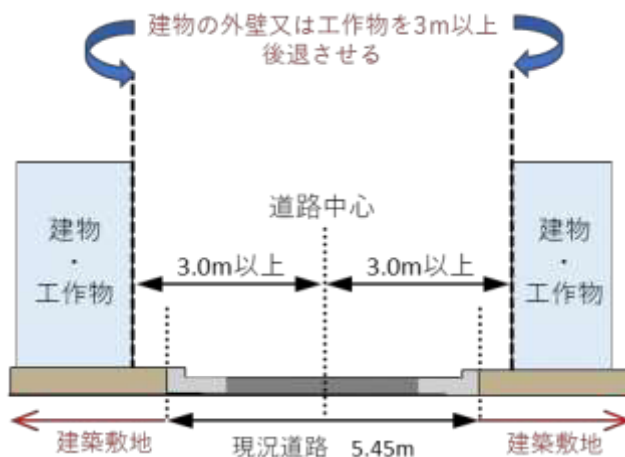
- 消防活動困難区域を解消するため、三間道路を活用して、壁面の位置の制限と壁面後退区域における工作物の設置の制限により、幅員6mの道路空間を確保する。

一方で、壁面位置の制限ではなく、用地買収による道路の拡幅を行うべきという意見もあった。

6mの道路空間を確保すべき道路



壁面の位置の制限による道路空間の確保のイメージ



- 後退した部分は建築敷地面積に含まれる。
- L型側溝は移設されない。

■避難道路のネットワークを形成する

具体的な取り組み

- 地震時の緊急車両の通行や歩行者の避難などの経路として、防災上重要な道路を地区施設として位置づける。

避難道路のネットワーク(地区施設道路)



建物等の倒壊による狭あい道路の閉塞を防ぐ【道路・塀、建物】

■狭あい道路の拡幅整備を進める

具体的な取り組み

- 狭あい道路の拡幅後の未整備部分について、区が整備を促す。

■垣又はさくの構造の制限を行う

具体的な取り組み

- 道路に面して、高さ60cmを越えるブロック塀等を設置することを禁止する。
- 道路に面して垣、さくを設ける場合は、生け垣またはフェンスとする。

■区の助成制度を活用する（老朽木造住宅の除却・建替え、耐震診断・補強、ブロック塀等撤去等）

具体的な取り組み

- 区報や区のホームページでPRする。
- 町会の回覧板や掲示板で周知する。

行き止まりを改善する【道路・塀等】

■案内板を設置する

具体的な取り組み

- 行き止まりの入り口部分の電柱などに、行き止まりであることを知らせる案内板を設置する。



避難等の支障となる物を取り除く【道路・塀等】

■路上へのはみ出しを防ぐ（自転車、植栽等）

具体的な取り組み

- 中野区の「集合住宅の建築及び管理に関する条例」について、より小規模な集合住宅も対象とするなどの改正を行う。
- 路上のはみ出しやごみ出しに対する地区のルールを作り、地区住民でパトロール隊を設置して、見回りを行う。
- パトロール隊には、ルールに違反する場合に注意文などのステッカーを貼るなどの権限が必要である。⇒権限を持つことが可能となるための仕組みを定める。

■電柱の移設や無電柱化を進める

具体的な取り組み

- 避難等に重要な道路について、無電柱化を進める。
- 狭あい道路を拡幅や隅切りを行う際には、電柱もあわせて移設する。
- 電柱の移設が必要な場合は、移設希望者と電柱の専有会社、移設の影響を受ける住民などの関係者が話し合う場を設ける。



協力して救出や避難を行う【防災活動】

■災害時要援護者の避難等を支援する

具体的な取り組み

- 隣近所の要援護者を把握し、日常や災害時に支援できるようにする。
- 区の支え合い活動と連携して、要援護者を支援する。

目標4 安心して快適に暮らせるまちにする

道路を歩きやすくする【道路・塀等】

■私道の舗装等の整備を促す

具体的な取り組み

- 私道整備の助成制度についてPRする。
- 私道を区道や区有通路にするための条件を緩和する。
- 周辺住民等から整備や区への寄付を働きかける。

■路上へのはみ出しを防ぐ（自転車、植栽等）

具体的な取り組み

- 中野区の「集合住宅の建築及び管理に関する条例」について、より小規模な集合住宅も対象とするなどの改正を行う。
- 路上のはみ出しやごみ出しに対する地区のルールを作り、地区住民でパトロール隊を設置して、見回りを行う。
- パトロール隊には、ルールに違反する場合に注意文などのステッカーを貼るなどの権限が必要である。⇒権限を持つことが可能となるための仕組みを定める。

■歩車共存ができる環境を目指す

具体的な取り組み

- 自転車の走行空間の確保や商店街での自転車走行の制限、ゾーン30の指定などを行う。
- 自転車走行のルールを守るよう啓発活動を行う。



まちに緑を増やす【公園・みどり】

■区の助成制度を活用する（生け垣等設置、樹木・樹林・生け垣の保護指定）

具体的な取り組み

- 区報や区のホームページでPRする。
- 町会の回覧板や掲示板で周知する。

■緑を増やす新たな取り組みを行う

具体的な取り組み

- 洗心寮跡地や旧第四中学校の跡地を活用して、平常時には防災訓練などを行うことができ、災害時には避難場所などとして利用できる公園・広場を整備する。
- 土地の寄付や売却地を取得することで公園用地を確保する。（税の減免があるとよい）

■垣又はさくの構造の制限を行う

具体的な取り組み

- 道路に面して垣、さくを設ける場合は、生け垣またはフェンスとする。

6. 実現に向けて

以上の防災まちづくりの主な取り組みについては、既に取り組が行われているものから、計画から実施まで長期間を要するものもあります。防災まちづくりの実現には、住民が防災への関心を持ち、主体的にまちづくりに参加していくことが必要です。行政は住民や地域のニーズを踏まえたまちづくりのために、地域の活動への支援や関係機関との連携を図っていくことが重要だと考えます。

	主として住民が取り組むこと	主として行政が取り組むこと
短期に取り組むべきこと（早急に着手）	<ul style="list-style-type: none"> ● 町会の回覧板や掲示板による区の各種助成制度のPR ● 町会などからの震災対策の重要性の伝達や働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ▶ 家具の固定等 ▶ 感震ブレーカーや火災報知器の設置・点検 ● 消火栓周辺でのスタンドパイプの設置場所の提供の呼び掛け ● 町会合同の訓練などによるスタンドパイプの利用方法の習得 ● PTA や子供会、イベントなどを通じた、幅広い世代の防災訓練等への参加 ● 電柱の移設希望者と電柱の専有会社、移設の影響を受ける住民などの関係者が話し合う場の設定 ● 隣近所の要援護者の把握と、日常・災害時の支援 ● 区の支え合い活動と連携した、要援護者の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区計画の決定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区施設（避難道路、公園・広場） ▶ 垣又はさくの構造の制限 ▶ 隣地境界線からの壁面の位置の制限 ▶ 壁面の位置の制限と工作物の設置の制限による6mの道路空間の確保 ▶ 敷地面積の最低限度の制限 ● 新たな防火規制の指定 ● 区報や区のホームページによる区の各種助成制度のPR ● 危険ブロック塀等への個別訪問の継続 ● 地区内のスタンドパイプや消火器の増設 ● スタンドパイプよりも操作しやすい簡易な消火設備の検討 ● 狭あい道路の未整備部分に対する整備の働きかけ ● 行き止まりへの案内板の設置 ● 狭あい道路を拡幅や隅切りを行う際の電柱の移設
中長期に取り組むべきこと（5年以内に着手）	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災活動の継続（※次頁参照） ● 町会などによるパトロールや働きかけとそれらに伴う地区独自のルールづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助 227 号線の早期整備 ● 補助 227 号線沿道の高度利用の検討 ● 洗心寮跡地や旧第四中学校の跡地を活用した公園・広場の整備 ● 土地の寄付や売却地の取得による公園用地の確保 ● 「集合住宅の建築及び管理に関する条例」を、小規模集合住宅も対象とするなどの検討 ● 地域住民による地区独自のルールづくりをサポートするための仕組みの検討 ● 避難等に重要な道路の無電柱化 ● 私道を区道や区有通路にするための条件の緩和の検討

※今後の防災活動についての意見として、次のようなものが出されました。

- 防災会の会員は、地域に住む全世帯員であることの周知が必要である。
- 地域住民による防災活動の現状把握が必要である。
- 専門家が防災上の課題を分析して、それに則った指導を行ってほしい。
- 防災訓練・講習会など、住民に対する働きかけを継続して行っていく必要がある。
- 防災への関心を持てるようなイベント等により、「地域で安心・安全な暮らしを守る意識」の啓発に努めていくことが必要である。
- 若い人や新しく引越してきた方々が参加できる取り組みが必要である。
- 平日の日中に、若い世代の多くが不在であることを前提とした訓練が必要である。
- 町会・自治会だけでなく、マンションの管理組合などとの連携をより強めていく必要がある。
- 震災も水災害も広範囲に被害が及ぶため、地区全体での訓練が必要である。
- 町丁目ごとの防災活動などだけでなく、隣接地区と連携した防災活動や地域一体となつての自助・共助を行っていく必要がある。
- 中野区を中心として、中野区・町会・消防がより強く連携して活動を行っていくことが必要である。

7. 協議会で出されたその他の意見

協議会では、防災まちづくりに関することはもとより、それ以外にも様々な意見交換がなされました。以下ではその中から主なものを示します。これらの意見についても、今後のまちづくりの参考とされることを希望します。

目 標	意 見
目標 1 地震で 壊れにくい まちにする	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都の被害想定で、中野区のブロック塀等の倒壊による死者が多かったことを重視すべき。 ●塀の制限で自由度が無くなると、見た目の豊かさが失われるのでは。 ●塀を設けない場合には、防犯カメラの助成金を出してはどうか。 ●外来種のアメリカカンザイシロアリへの対策が必要である。
目標 2 火災が 燃え広がら ないまちに する	<ul style="list-style-type: none"> ●耐火性、耐震性の高い建物の建築に対して、もっと助成金を出せないか。 ●隣同士で窓や換気扇などの開口部の位置をずらすルールを定めるべき。 ●木造建物棟数率や住宅戸数密度などの数値を規制することはできないか。 ●補助 227 号線の沿道では、沿道の方々が沿道の高層住宅に入ることができ、1 階には店舗や診療所などができるようなまちづくりが必要。
目標 3 避難や 消防活動が しやすい まちにする	<ul style="list-style-type: none"> ●道路の拡幅よりも、沿道の危険な塀の撤去や家屋の不燃化の方が大切では。 ●補助 227 号線や主要な道路の整備よりも無電柱化を先に進めて、電柱の倒壊による道路閉塞の防止や車のすれ違いの確保を行うべき。 ●避難所や避難場所に至る道路は複数必要。妙正寺川の近くは地盤が悪く、地震時には道路の陥没などで通れなく可能性が高い。 ●旧第四中学校跡地の川沿いを非常時に通り抜けられるようにできないか。 ●平和の森公園への避難のアクセスも考えるべきでは。 ●壁面後退した空間に自転車などを置けるようにしたい。 ●二項道路の後退部分が課税されないことは、都から所有者に伝えるべき。 ●路上へのはみ出しの防止について、消防署や警察交通課の協力を得たい。 ●商店の商品等のはみ出しは、厳しく制限したい。
目標 4 安心して 快適に暮ら せるまちに する	<ul style="list-style-type: none"> ●私道の整備や区への寄付を働きかける。 ●住宅地で、喫茶店や軽食堂などの小店舗をもっと建てられるようにしたい。 ●商店街の風俗営業店は制限すべき。 ●娯楽施設が全くなないと、まちの楽しさが失われるのではないか。 ●シェアハウスでは、直火の使用を禁止すべき。 ●街並みや景観は重要なテーマであり、別の組織で本格的に検討すべき。 ●各公園に安全・清潔な公衆トイレを作ってほしい。 ●補助 227 号線の整備時には、街路樹や植栽を充実させてほしい。 ●6 m道路には街路樹を植えてほしい。 ●個人の庭を一般に公開するオープンガーデンの取り組みができないか。 ●コミュニティタクシーの停留所を設置したい。 ●自転車走行空間の確保、商店街での自転車走行の制限、ゾーン 30 の指定など。 ●自転車走行のルールの順守に向けた啓発活動を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地が分割されると、分割以前にあった掲示板が置けなくなって困る。 ●地域独自のルールについては、トラブルのもとになりやすいため、ルールを設ける際は慎重に行っていくべき。

若宮地区防災まちづくり意見書

2022年（令和4年）8月

若宮地区防災まちづくり協議会

編集協力（株）都市環境研究所